

告 示

埼玉県教委告示第十二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条の規定による技能教育のための施設として、令和五年三月三十一日付けで次のとおり指定した。

令和五年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 技能教育のための施設の名称

興学社高等学院新越谷校（埼玉県越谷市南越谷一丁目十五番一号）

二 星槎国際高等学校との連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する
高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目
ビジネス基礎	科目 連携措置に係る科目に対応する高等学校の 科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
ビジネス・コミュニケーション	ビジネス・コミュニケーション
簿記	簿記